

- 肝炎医療費助成制度を利用される方へ -

肝炎治療にかかる医療費が月 1 万円、もしくは 2 万円までとなります

肝炎に関する治療のための 検査、外来診察、入院料、薬局での薬代などが対象となります

- ・入院時の食事療養費、室料差額、文書料、保険適用外の治療は対象にはなりません
- ・受給者の属する世帯全員の市町村民税課税年額に応じて 1 ヶ月あたりの自己負担限度額が決定します

B・C 型ウイルス性肝炎に対する以下の治療費が助成されます

インターフェロンフリー治療・インターフェロン治療 (3 剤併用・3 剤併用以外)・核酸アナログ治療

※上記の対象疾患・治療であっても、全ての方が対象になるとは限らず、国で認定基準が決まっています
ご自身の症状が認定基準に該当するかは、主治医にご確認ください

申請は、住民票のある保健所へ以下の書類を提出してください

- ①申請書
- ②診断書
- ③健康保険証の写し
- ④印鑑 (申請に行かれる方の印鑑)
- ⑤世帯全体の市町村民税課税 (非課税) 証明書の原本
- ⑥世帯全員 (続柄を含む) の記載された住民票

※日本国外から在留中の方は外国人登録原票記載事項証明書

☆ 当院 4 番窓口にて診断書を提出 → 医師が作成後、文書窓口よりご連絡いたします
→ 保健所へ提出

助成期間は、申請日の属する月の初日から治療期間に即した期間です

治療内容によって、助成期間が設定されています。その期間を過ぎると、受給者証は使用できません
受給者証が届くまで (約 2 ヶ月) は、窓口でのお支払いは立替え払いをしていただきます

治療開始予定月の 2 ヶ月前から事前申請が可能です

受給者証が届いてから治療を開始する方法です。助成期間内に治療が終了するようお気を付け下さい

大阪府による診断書の審査判定は、毎月中旬に行っています。そのため治療開始予定月の前月 10 日 (土日祝はその前の平日) 前後には、保健所にすべての書類を提出しなければなりません。

※郵送で届きますので、治療開始日までに間に合わない可能性もあります。

事前申請をされない方は高額療養費制度の手続きをお勧めします

受給者証がお手元に届くまで約 2 ヶ月程度かかります。その間の負担を軽減する方法として、事前に「高額療養費 限度額認定証」を取得することで、窓口での支払いを所得によって定められた限度額までにとどめることができます。「高額療養費 限度額認定証」の手続きは、ご加入の健康保険者に申請ください。

- ・制度についてのお問い合わせは診察室ではお受けしていません
- ・当院患者総合相談窓口、もしくは大阪府疾病対策グループ (06-6941-0351) にお尋ねください